

教育問題と神社神道の立場

—「神道指令」症候群」の脱却に向けて—

鈴木 斎彦

はじめに

近年の「教育問題」は、「学校崩壊」「学力崩壊」⁽¹⁾を初めとして、「教育行政」「家庭の教育力」「地域の教育力」など、多岐に渡っている。⁽²⁾日本教育文化史を専攻する沖田行司氏が「教育問題は学校に出現するが、その所在は学校ではない」と述べているように、教育問題の解決は、学校⁽³⁾のみ押し付ける事は出来ないし、また学校の中に留める事も出来ない。しかし教育問題は、解決せずに放置しておく訳にはいかない、喫緊の課題である。

教育問題に、諸宗教がどのように関わられるかについては、『平和と宗教』第十九号「教育と宗教」(庭野平和財団 平成十二年)において、各宗教の代表的研究者「個人」⁽⁴⁾による提言が纏められている。また、その前段階として、日本の諸宗教は教育に関する学会を立ち上げ、研究成果を積み重

ねてきている。

例えばキリスト教においては「日本キリスト教教育学会」が、昭和六十三年に発足している。その目的は「キリスト教教育に関する研究とその普及をはかり、キリスト教教育の発展に資すること」(会則第二条)とし、学会誌『キリスト教教育論集』(年一回)の発行と機関紙「ニューズレター」(年三回)の発行がされている。このように、日本キリスト教は「キリスト教の立場」から「學術組織を中心」に「教育問題を論じている。

一方、日本仏教界においては、平成四年に「日本仏教教育学会」が発足している。この学会は、「仏教教育に関する研究と実践、その交流及び会員相互の親和をはかることを目的」(会則第二条)とし、「仏教教育の研究、研究を通しての実践活動、家庭教育・幼児教育・学校教育・生涯教育の各部研究会、出版活動などを展開」⁽⁵⁾している。具体的

には、学術雑誌『日本仏教教育学研究』の刊行（年一回）し、『仏教教育ニュース』（年二回）の発行がされている。仏教界では学会発足以前に、同会名誉会長の齋藤昭俊氏編著の『仏教教育辞典』（国書刊行会 昭和五十四年）が存在し、また近年では同氏監修・和田修二編『仏教教育選集』⁽⁶⁾（全六巻 国書刊行会 平成二十二年）を刊行している。このように、日本仏教は「仏教の立場」から「学術組織を中心に」教育問題が論じられている。

これらに対し「神社神道」は「神社神道の立場」から「学術組織を中心に」教育問題が論じられていない。様々な教育問題が取り上げられている現代社会において、神道信仰を有する人々による学術的発信が少ないのは、神道神道界が教育に無関心であると捉えられても仕方がないのではないか。⁽⁷⁾

そこで本稿では、「神社神道の立場」から教育問題を論じる「学術組織」の構築に向けて、いかなる問題を解決しなければならぬかを考察していきたい。

一 「神道指令」症候群

そもそも「神社神道の立場」から「学術組織を中心に」教育問題が論じられていない理由は、果たして何か。

一つには、神道の特徴が挙げられよう。すなわち①定

まった教義・教典を有さない②日本人の生活様式の構成要素だったため、神道との関係は無自覚であったこと③神道信仰の「言葉化」は極限られた人々の営みであったこと、である。さらに近現代神道史に焦点を絞ると、藤本頼生氏の指摘が正鵠を得ている。⁽⁸⁾

こうした定義（『宗教学辞典』における安齋伸「宗教教育」の定義 引用者註）とは別に宗教教育と神社神道との関わりを考える上では、そもそも、神社・神道に関する教育を宗教教育として捉えるか否かという問題が大前提となり、この点を考える場合、特に戦前までは神社は法的に他の宗教と一線を画して取り扱われていた経緯があるため、神社・神道の持つ宗教的な側面と非宗教的な側面の両面を持つことに留意して考えておく必要がある。また特に神社の場合、いわゆる戦前期の皇民化教育や神社崇敬の強制という問題との関わりとで論じられる場合もあり、この点注意を要する。さらには戦後においては特に神社や神職の教化活動との関わりという観点からも考えておかなければならない。しかし、安蘇谷正彦氏が神道信仰者により神道を語る、すなわち「神道神学」の素材として①祭りの伝統②神社史③神道古典④神道思想史を昭和五十一（一九七六）年に世に問うて以来、これらの素材を用いて教育問題を考える事

すら、近年まで行われてこなかったのは、異常と言わざるを得ないのではないか。

同様の指摘は、三輪尚信氏により既に「神道と教育―神道から教育への提言」(『谷省吾先生退職記念神道学論文集』国書刊行会 平成七年)で為されている。三輪氏は神道と教育の関係があまり論じられなかった事について、神道側の反省として①神道から教育についての積極的発言が多くなかった②神道人を含めて伝統を尊重する人々の眼には、「戦後教育」の名の元に一括し、全体を否定的・悲観的に評価する傾向があった、と述べる。その上で「人間としての在り方生き方に関する教育」の基準を求める上で、「神道的人間観」、伝統的な人間観・価値観が極めて重要であり、真剣に取り組もうとするならば、「必ずその前提として『教学』の確立が必要」と主張している。⁽¹²⁾この論文からも、教育問題に対して十分な発信がされて来なかった事が分かる。

二つ目に、中道豪一氏による「神道教育研究における最大の欠点は教育現場を見つめる視点の欠落」という指摘に着目したい。中道氏は「神道教育研究の課題と展望」(『神道研究集録』第二十三輯 平成二十一年)の中で、先行研究から見えてくる問題点として「実践がない」「研究がない」「理念・理想がない」すなわち「神道教育研究アイデン

ティティの未確立」を指摘、さらに「教育という用語に対する現場との温度差」や「研究以前のレベルで、神道教育は不可能という意見は多い」、「教育者がこれから神道を授業に加えようとする際、その需要を酌んだサポート体制が現在の神道学に有るとは言い難い」と述べ、「技術・方法」の観点が不可欠であると主張している。

中道氏の主張はいずれも示唆に富む指摘であり、首肯出来るものばかりである。しかし、その中で敢えて、批判的考察を加えていきたい。第一に「神道教育研究アイデンティティの未確立」の根本原因について、氏は今一つ深く検証すべきであった。それはすなわち、氏の述べる「神道教化との差別化」や「義務教育を始め、教育現場に立つ人間が抱く需要と離れた研究や提言がまま見られる」根本原因についてである。

ここで神道人であれば誰もが想起するのが、いわゆる「神道指令」である。これは、GHQから発せられた「四大教育指令」における第三指令に当たるものである。⁽¹³⁾現在の政教関係訴訟の実態を見ると「反神道・反皇室・反靖国」といった宗教的・イデオロギー的動機」といった「神道指令」の後遺症」が残っている、と指摘される存在である。⁽¹⁴⁾しかし、神職・神道人も、別の意味で「神道指令」の後遺症」に囚われてはいないだろうか。政教分離問題にお

いて神道または教育が関わっているものが多いため、⁽¹⁵⁾神道を教育に持ち込む事自体に、神職・神道人がためらっているように思われ、法的側面を気にしすぎるあまり、教育的側面を忌避してきたのではないか。⁽¹⁶⁾「神道と教育の結びつきを警戒していた」⁽¹⁷⁾GHQの思惑は、「内部崩壊」という意味においても、残念ながら成功していると言える。

ところが現在は、全文改正という形で公布・施行された、「改正教育基本法」の元にある。この教育基本法第十五条では「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならぬ」（傍点筆者）と明記されており、今までのように「伝統宗教」という隠れ蓑を利用する必要はない。「神道」の二文字を前面に出して、堂々と教育する事が可能である。そのためには、今までとは違う新たな教育手段を、神道人自身の手によって構築していく必要がある。

中道氏に対する批判の第二として、神道を教える事の「メリット」について意見が提示されていない事にある。教育においては、実行したという「事実」よりもその「効果」が評価され、「効果」が不十分であれば「自己満足」に過ぎない。その点において中道氏の論考は「技術・方法」に焦点を当て、「技術・方法」を通して『思想・信念』『教育実践』等を研究し、教育実態に迫るという方法

論」を提示している。しかし、「技術・方法」と「思想・信念」は双方向であり、「思想・信念」を伝えるために編み出された「技術・方法」という捉え方もされていなければならない。すなわち「現代社会において、神道を教育する意義」についての解答も用意しておかなければならない。このように記すと、「教育」と「教化」の差違について問題が生じてくるので、庄本光政・洪川謙一『改訂・神道教化概説』の「はしがき」を利用して簡単に述べておきたい。

はしがき

一、神道教化概説は、神職の教化活動の進行に伴って、教化活動の指導上の必要から昭和三十一年神職の必修科目として新設した科目である。

ここでいふ教化活動とは神社神道の宣布活動及びそれにつながる教育活動、社会福祉活動一切の対社会活動を指すものである。（傍点筆者）

つまり、教育活動は神道教化の一部、との認識が示されている。しかし、「神道教化」の定義については議論があるためか、⁽¹⁸⁾近年ではより個別的事案である「社会福祉活動」が注目され、研究が進められている。⁽¹⁹⁾

この「社会福祉活動」と同様に、「教育活動」について論じられても、決して不思議ではないのではないか。すな

わち、神職・神道人が「『神道指令』の後遺症」(筆者はこれを注(16) 小山氏に倣い「『神道指令』症候群」と名付ける)から脱却し、「神道教育アイデンティティーの構築」をして、「神道教化」とは別に「神社神道の立場」から「学術組織を中心に」教育問題を論じる土壌が、今は十分に出来上がっているものと考えられる。

二 共同体意識の変容

前章で述べたような「土壌」は出来上がっているものの、「『神道指令』症候群」に囚われてしまっている現状では、神社界・神道界からの理解を得られない部分が多々ある。そこで、教育問題と神社界・神道界の接点を通して、教育問題へのアプローチの必要性を述べていきたい。特に本稿では、神社神道界にとって一番身近な「地域社会」と「共同体意識」を例に述べていきたい。

文部科学省では、地域社会の持つ教育力の再生を期するために、近年様々な政策を打ち出している。⁽²⁰⁾例えば、平成十九年度より始まった「放課後子ども教室推進事業」では、「子どもたちを対象に、様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施し、社会性や規範意識、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むこと」を目標として実施されている。この効果として「多様なプログラムがもたらす、子どもた

ちへの直接的な効果」だけでなく、「学校・地域の連携・協力が実現すれば、それはすなわち、地域の社会関係資本が豊かになる事を意味している。この取組をきっかけとして学校関係者、保護者、地域住民の相互理解が深まればそれぞれにとってのプラス効果は計り知れない⁽²¹⁾」とされている。

また、平成二十年から実施されている「学校支援地域本部事業」では、地域コーディネーター・学校支援ボランティア・地域教育協議会で構成される「学校支援地域本部」を設置し、「学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制」の構築が成されている。その結果、「学校と地域の連携が深まり、交流の機会が増えた」「ボランティアの生きがいづくりにつながった」「子どもの規範意識、コミュニケーション能力が向上した」などの効果が現れている。⁽²²⁾これらの事業から、国策レベルで地域社会の存在が求められている事が分かる。

こうした要望と、神社神道界の「共同体意識の再構築が肝要」という主張は合致をしている。例えば、安蘇谷正彦氏は「現代社会と神道の役割」(『現代社会と神道』ペリカン社 平成八年 所収)の中で「現代社会における神社・祭りの役割」を「五穀豊穡、共同体の安寧、共同体の統合化、個人問題の解消、生の充足」(六十一頁)とした上で、「よ

り大きな共同体のために尽力することが神道にとつての理想的な生き方とすれば、己の幸福が共同体全体の幸福につながるよう考え実行する人間を神道者は育成すべきであろう（六十三頁）と主張する。また「神道福祉学」を構築している藤本頼生氏も「各々の地域に於ける共同体の崩壊が指摘される中、国全体や地域共同体の安寧、つまり公の幸せ（仕合わせ）を祈り、ムラの精神的紐帯としての活動を続けた神社・神職であるからこそできることは何なのか、今後も検討を加え続けたい⁽²³⁾」と主張している。

ところが、現代社会は既にその先の段階に進んでおり、「共同体意識が復活している」という主張がある。例えば若者研究者である原田曜平氏は、七年の歳月をかけて十代半ばから二十代後半の若者、約千人を調査した上で『近頃の若者はなぜダメなのか―携帯世代と「新村社会」』（光文社 平成二十二年）を著し、携帯電話が生み出した「新村社会」の全体像を明らかにしている。

これによると、日本の二十代後半以下の世代は、パソコンよりも肌身離さず持っている「ケータイ」への依存度を高めた「ケータイネイティブ」が多く、「人間関係の維持・拡大」を重視して生活している。昔であれば狭かった若者の人間関係が、SNSなどを通じて、他クラス・他学年・他学校、ときには文化祭や路上で出会った人間にまで広が

りを見せている。「知り合いネットワーク」とも言うべきもので、大人からしたら希薄に見えるが、ケータイが壊れるなどの特殊事情や意図的な絶交でも無い限り、その人間関係は永遠に保存される。戦後の日本人の動きとは逆行するように、噂や陰口が多く、出る杭は打たれ、他人の顔をうかがい、「空気を読む」事が掟とされる、かつて日本にあった村社会が復活した。「新村社会」は構成人数が圧倒的に増えているので、「空気を読めない」人は、かつて以上の村八分に遭い、二十四時間常時接続なので、逃げ場も無い。また、「新村社会」は「既視感（デジャブ）」を生みだし、刺激や未知の世界を求めず、視野と行動力を狭める事になった（半径五キロ以内で生活が完結する社会人など）。しかし、意思と行動力さえあれば、「地域」「偏差値（所得レベル）」「年代」を超えて有機的に繋がる事が出来る（社会人にOB訪問する高校生など）という、肯定的側面もある。つまり、複雑な人間関係のしがらみに息苦しさを感じ、既視感によって視野や行動範囲を狭めて縮こまる人と、地域や偏差値や年代を超えて活動の幅を広げる人との「ネットワーク格差」が生み出されており、それが「人間力」の格差ともなっている、と分析する（「新村社会の総括」を要約）。

原田氏は『「世代論」ではなく、『時代論』のつもり』（二五五頁）つまり「大人の人間関係も、若者ほど急激では

ないにせよ、同じベクトルの方向へ拡大・複雑化・変化している」(二五六頁)としている。本の帯に「三十代以上には分らない人間関係の劇的变化」と銘打っているように、「ちよつと上の世代」には理解しにくい・してもらえない社会に変化していると考えられる⁽²⁴⁾。

執筆現在、筆者も辛うじて「二十代後半以下」の世代であるので、こうした社会の体験者であり概ね賛同出来ると同時に、こうした事実は携帯電話への依存状況を取り上げた新書や、様々な統計からも証明される⁽²⁵⁾。

以上の事を踏まえると、「地域社会」を活用する為に「共同体意識の再構築が肝要」という発想は、若干見直す必要がある。つまり、現代社会において、少なくとも二十代後半以下の世代に「共同体意識」自体は既に復活しつつあり、また広がりを見せていると認識しておくべきであろう。但しそれは、神職・神道人の求める世界とは、大きく掛け離れている。

三 教育現場との連携

前章で示した、「携帯電話」を主な媒介とした「稲作無き」「地域無き」「共同体意識」は、神社神道の立場からすれば、明確に否定されなければならない。その否定の仕方は、神道神学上の問題もあるので、稿を分けて論じたい⁽²⁷⁾。

本稿で問題としたのは、「稲作無き」「地域無き」「共同体意識」を否定する「場所」や「手段」である。インターネットサイトを利用したのでは本末転倒であり、書籍は近年の出版不況からして期待薄である⁽²⁸⁾。そのため、神職・神道人が能動的・積極的に訴える必要がある。ここに、教育界参入の必要性が見出せる。

それに当たっては、伝統文化教育を研究してきた既存の教育論との連携ないしは発展的継承・後方支援が為されるべきであろう。ここでは特に、「改正教育基本法」を踏まえて伝統文化教育を実践してきた教育を紹介したい。

第一に、「特定非営利活動法人 人間教育研究協議会」の教育である。この団体は、次のような事柄を「総括的な目標」の一つに取り上げている。

われわれは、日本社会が今後進む道を考え、子どもがそうした未来社会に生きるために不可欠な教育課題について深い関心を持ち、学校教育の中で重視していかねばならないと考えている。特に知識爆発と情報化、国際化と地球共同体への動きに対応するための教育と、その基盤としてわれわれの先人の智慧を掘り起こし、深く理解し、継承発展させていく和文文化教育(新時代の「和魂人類才」の教育)が重要であるという認識に立って、研究し、工夫し、提言する。(傍点筆者)

そして様々な実践事例を踏まえた上で、注意すべき点として、「背景のないし文脈的な理解」を堅持した上で「担任の教員や校長の思い付きによる断片的で趣味的な活動」にならないよう、また「『エセノセントリズム（自民族中心主義）』と『回顧主義』への警戒の念」を持つよう呼び掛けている。

第二に、「日本文化理解教育」を取り上げたい。永添祥太『高等学校の日本文化理解教育』（風間書房 平成二十一年）によれば、「日本文化理解教育」とは、「我が国（日本の伝統や文化について、それらの価値を理解し、尊重するとともに、継承・発展させるための教育」（二頁）であり、「国際理解教育の一環として位置づけ」（三頁）ている。その上で、「和文化教育」と「和文文化関係教育」に概念区分をする。前者は「愛国心や郷土愛を育成するために伝統と文化を大切に教育とは一線を画し、日本文化（和文文化）自体の価値を心技体の場において継承し、発展させる文化創造的アプローチとしての教育」（四頁）とし、後者はそれ以外の日本の伝統・文化に関する教育とする（六頁）。高等学校で特に必要な理由として、「日本文化の理解・経験に関する調査結果」において、「日本が世界に誇れるものとして伝統や文化をあげる者が多い」（十六頁）ことを挙げています。そして、様々な実践事例を紹介した上で、その

教育効果について、次のように整理してある。

一 児童生徒の変容

①我が国の伝統や文化に対する理解や尊重の気持ち、さらにはこれらを継承・発展させていこうとする態度が育成される。

②伝統や文化を尊重する気持ちの基盤として、我が国や郷土に対する帰属意識や日本人としてのアイデンティティーが構築されていく

③生活態度や情意面が改善されていく

④学力の向上に対する促進効果

二 教員の資質・能力の向上

三 学校と地域社会との連携体制構築

四 国際理解教育の前進

五 学校経営の活性化

こうした「人間教育研究協議会」や、「日本文化理解教育」の、少なくとも後方支援体制を形成しておくべきではないか。例えば都立国際高等学校に設置されている「日本文化」の講座では、「日本文化の定義」、「古事記」・「日本書紀」の比較、「神道学入門」などが授業に盛り込まれている。これまでの神道学が築き上げてきた膨大な研究蓄積を、いかに教育現場に落とし込むか（発信するか）が鍵となる。そのためには教材の刊行や、神道を教授したい教員

の要望に答える体制、さらには教授法（教育技術）などを、「感情的」「経験的」ではなく「学術的」に発信する体制作りが急務なのではないだろうか。

おわりに

神道が教育に関係する事に対する警戒心は、未だに根強い。例えば藤原聖子「英米の事例に見る宗教教育の新たな方向性」（国際宗教研究所編『現代宗教二〇〇七 宗教教育の地平』秋山書店 所収）では、次のような主張がされている。

（公立高校における宗教の授業の導入にあたって）何よりも重要なのは、進歩派知識人や教員が「情操教育はダメ、知識教育は構わないが」で済ませず、教える中身にもっと踏み込んで検討し、発言していくことである。

その場合におそらく最重要課題となるのは、神道をいかに扱うかである。（中略）

神道に関する説明能力を身に付ける機会がないというこの現状は、進歩派であっても問題だと思っただろう。また、あまりにこれまで手薄だっただけに、愛国心教育と相俟って、「日本なのだから、神道教育をもっと」といきなり反動がくる可能性は十分にある。その時のストッパーが、「受験に関係ないから勉強しない」「セ

ンター試験用の表面的な知識しか要らない」だけだとしたら、それは学者としてまた教育者としてあまりに残念である。

しかし、日本の将来を担う子ども達を取り巻く教育環境は劣悪であり、その解決に向けて、「学術的に」「神社神道の立場から」何も発信しないのは、無責任ではあるまいか。本稿は、神社神道が今何をすべきかを主張したものである。今まで述べてきた事を、改めて整理しおきたい。

現在まで神社神道界が『「神道指令」症候群』に囚われているために、未だ「神道の立場」から「学術組織を中心に」教育問題が論じられていない。しかし、教育現場の要望と神社神道の立場は「地域社会」と「共同体意識」で合致しており、積極的関与が可能であり、また必要である。

現代は、「携帯電話」を主な媒介とした「稲作無き」「地域無き」「共同体意識」が若者の間で確立し始めており、それが拡大していく可能性がある。神社神道の立場からそれは否定されなければならないが、その「場所」と「手段」を教育現場に求める必要がある。その際には伝統文化教育を研究してきた既存の教育論との連携・後方支援体制が効率の良い入り方であり、今までの神道研究の業績をいかに教育現場に落とし込むかが、今後の課題となってくる。その課題に、どのように取り組むべきか、最後に私論を

述べたい。

第一に、神道人が教育現場に入りやすい環境を整える事である。神職が教員を兼任する事が、累々述べてきた教育問題の解決に当たっては、一番効果的である。しかしながらそれは様々な複合的要因が関わって、今後尚一層厳しくなっていく⁽³⁶⁾。むしろ、神職になれなかった神道信仰を有する人達が、どれだけ教員になっていくかが鍵になると思われる⁽³⁶⁾。

第二に、教育者に対する教育を行う事である。神道人が教育現場に入りにくいならば、現任教員の再教育の場、例えば「日本文化理解教育」の担い手に対する教育を行う必要がある。つまり中道氏の述べる「教育者がこれから神道を授業に加えようとする際、その需要を酌んだサポート体制」の構築が必要と言える。

第三に、右二つの解決策のため、また「『神道指令』症候群」からの脱却のためにも、「神道(と)教育学会」を立ち上げ、教育問題に対して積極的発信をしていく事が、最重要課題である。多種多様な教育問題について、神社神道の立場から一個人が学術的に発信するには限界がある⁽³⁷⁾。また、一個人の神道神学に基づいて発信される事は、「教義・教典を有さない」神道の立場からも避けなければならぬ。「神道者が自由に、大胆に神々に対する自己の信仰

を言葉化⁽³⁸⁾」出来る「場」が必要である。「神職のニーズを認識し、そのニーズに十分答えているとは言いがたい」「多くの宗教団体が数十年前から取り組んでいる社会問題に神社本庁がなかなか目を向けない」という批判や、公益法人改革が行われている中で、「神道を知らない日本人にどうやって神社神道の公益性を理解させるかという問題」⁽⁴⁰⁾を、神職・神道人は解決していかなければならない。その意味においても、「人はすべて評論家になり得る」⁽⁴¹⁾教育問題について、「神社神道の立場」から「学術的に」発信出来る体制作りが急務ではないだろうか⁽⁴²⁾。

註

- (1) 産経新聞社会部教育問題取材班「教育崩壊」(角川書店 平成十四年)参照。
- (2) 資格試験研究会「二〇二一年度試験完全対応 教員採用試験 速攻の時事」(実務教育出版 平成二十二年)参照。
- (3) 沖田行司「日本人を作った教育」(大巧社 平成十八年) 一七六頁。
- (4) 例えばクラウス・ルーメルは「宗教と教育」において、「カトリック司祭として、また教育学を専攻する者として、子どもの教育にとって宗教と教育は離れ得ぬものであり、同時に、子どもに対して『人間としてあるべき姿』、『自由には拘束・責任』が課されることを教えること」(傍点筆者)が課題、と主張する。黒田壽郎「イス

ラームと教育」では、「モスクにおけるクルアーン、ハーデイスの学習がイスラーム教育の原点」で、「人間があくまでも先ずは差別的な個人でありながら、同時に他者と共にする関係性の中でしか存在しえない、というイスラームの基本認識」を踏まえた上で、「今強く求められているのは、差別的な個からなる共同体を底辺から支える第三項の存在」と訴える。また、金子芳夫「仏教と教育」では、「大乘起信論」における理論と実践を概略した上で、「智慧」「慈悲」「いのち」を仏教教育の理念としている。最後に安蘇谷正彦「宗教教育を神道の立場から考える」では、第一に現代日本の主要な宗教に共通する精神、「利他（仏教）・自己犠牲（キリスト教）・共同体への奉仕（神道）」に重点を置いた教育を行う。第二に、「国家の象徴であり国民の統合の象徴である天皇を、憲法の規定通りの機能を有するように、国民を教育すべき」と提言する。

(5) 「日本仏教教育学会」HPより引用 (<http://www.soc.ni.ac.jp/bera/annal/annal.html>) 平成二十二年六月十三日確認

(6) 巻題と目次を挙げ、仏教界が築いてきたその膨大な研究業績・蓄積を概観する。

第一卷 齋藤昭俊『慈悲の教育』

第一部 仏教教育の原理（インドにおける仏教と道徳／中国における仏教と道徳）

第二部 仏教教育の歴史的展開―日本の事例（日本上代・中世の仏教教育／近世日本における仏教教育／近代日本における仏教教育と道

徳・修身）
第三部 仏教教育の方法―その評価と実践（道徳教育と仏教／道徳的人間と宗教的人間／仏教と道徳／仏教における道徳の問題／日本仏教の倫理／学習と仏教教育／仏教教育の方法）

第二卷 久木幸男『仏教教育の展開』

序論 前近代日本の仏教教育

第一部 古代・官僧教育とその周辺（「山家学生式」十二年麓山修行制度の成立とその後／綜芸種智院の世界）

第二部 中世・顕密仏教のトリレンマ（中世興福寺の「会」と「講」―南都寺院社会における学侶の養成／浄土教の興隆を支える僧俗の学習とその支援―『他阿上人法語』に見える武士を中心に／仏教教育としての遊行の位相）

第三部 近世・寺院法度の内と外（近世社会における仏教教化活動と民衆―越前真宗の事例を中心に／女性の仏教修得の軌跡―近世仏教の礎／仏教教育の場としての手習塾―往来物の分析を中心に）

結び―近代への展望

第三卷 神仁『仏教教育の実践』

序 子どもたちに、いのちの大切さを伝えるには―宗教情操教育のあり方
第一章 オルタナティブな「学びの場」を創る

第二章	仏教教育と平和
第三章	全青協活動の新たな展開
第四章	寺子屋教育の実践と可能性 座談会 「寺子屋教育の未来」 おわりに 仏教教育の役割
資料	子どもに関する法制等
第四卷	和田修二『仏教と教育学』
第一章	今後の人間教育と教育学のあり方―仏教から学ぶもの
第二章	期待と課題―価値観の再構築をめざして
第三章	教育学と仏教の関係試論―臨床教育学の立場から
第四章	いのちの教育と仏教―現代の精神状況との関連において
第五章	近代教育学の根本問題と「心の教育」の仏教的基盤―近代的思惟か仏教的思惟へ
第六章	教育のアブリオリとしての菩薩的人間像
第七章	仏教と教育学
第八章	生涯教育と仏教―ポスト近代への前走・久松真一と遠藤虚籟
第五卷	成瀬良徳『仏教と道徳』
序章	仏教と道徳
第一章	仏教における人間と道徳
第二章	仏教における善と悪
第三章	仏教と「悪」
第四章	仏教の戒めと道徳
第五章	行為と罪悪の懺悔

第六章	仏教と儒教の対論
第七章	日本人の仏教と道徳
終章	仏教教育と道徳教育
第六卷	齋藤昭俊『仏教と生き方』
第一章	智慧に生きる（善をめざして／智慧に生きる／自由と平等／道徳と政治倫理／文化に生きる／日本文化の基層／日本の神と仏／日本人の宗教／新興宗教／重層信仰と密教）
第二章	慈悲に生きる（善業は慈悲行、それは人道／人になるには／宗教による「生き方」／愛と善を支えられて／愛語／「話」は慈悲心）
第三章	生かし合い、助け合い、慈しみ合いに生きる（こころの教育／仏教による生き方／菩薩行／老いを生きる）
第四章	自己発見に生きる（他力と自力における生き方／仏教による教育／自己を見つめる／聞思修／幸せは智慧と慈悲に）
第五章	即事而真に生きる（二宮尊徳と仏教／良寛のこころ／観音経のこころ／般若心経のこころ／空海の求めた人間像／結び）

(7) 言葉狩りをされてはならないので、補足しておく。こころは「学術組織」が無いゆえに、そのように「捉えられても仕方がない」、という意味である。例えば「全国教育関係神職協議会」が存在し、「神社新報」などでは教育問題に関する記事が度々取り上げられており、全くの

無関心では無い。

(8) 安蘇谷正彦『神道とはなにか』(ベリかん社 平成十四年) 二十一頁参照。

(9) 「宗教教育と神社神道の関わりについての一考察―現状と課題から」(神社本廳総合研究所紀要第十五号 一三頁) 参照。

(10) 初出は『神道宗教』九十三号。なお、当初は⑤神道芸術(神社建築や神道音楽・舞踏など)を挙げていたが、①祭りの伝統、②神社史に包含されるため、四つの素材になっている。「神道神学の内実と方法について―小野神学の批判的考察」(『現代の諸問題と神道』ペリかん社 平成十三年 九八―九九頁)。

(11) 平成元年告示「高等学校学習指導要領・総則」の「第一款 教育課程編成の一般方針 2」に使用されている文言である。

(12) これらの主張に対して筆者は、①「教育」の守備範囲が広すぎて、論が大雑把になっている。②「現代社会が悪い」と、問題を大きく捉えすぎている。③最終的には、理想論で終わっている。教学の無い中でどうやるかが現実問題、と批判した。「神道教育の研究状況」(神道宗教学会例会 平成二十年七月二十六日 発表レジュメ参照)。

(13) 大原康男『神道指令の研究』(原書房 平成五年) 十三頁参照。

(14) 大原康男『現代日本の国家と宗教』(展転社 平成二〇年) 五四頁。

(15) 前掲『現代日本の国家と宗教』に所収されている政教事

件・訴訟三二三件のうち、神道に関するものが二〇五件(六五・五%)ある。また教育問題は四八件(一二・五%)であるが、そのうちの三三件が神道(神社参拝・神棚)と教育の絡んだ事案である。

(16) 同様の主張を、小山一乘氏が「新旧教育基本法における文言『宗教教育』について」(宗教学学会『宗教法』第二十七号 平成二十年)で述べているので引用しておく。すなわち、宗教の教育で、何が教えられないのか、という違憲的事項・違法的事項すなわち禁止事項への傾注と検討の重みが大きであって来た傾向が払拭し難い。

他方、何が教えられるのかという、合法的事項・合法的事項すなわち肯定的事項への検討の重みが小さであって来た傾向が払拭し難い。「触らぬ神に祟りなし」症候群と称したい。

(17) 前掲『神道指令の研究』二九二頁。

(18) 佐野和史「教化」といふこと」(『現代神道研究集成』八 神道教学研究編 神社新報社 平成十一年)において、教化には神道教化(個人客体型教化)と神社教化(集団客体型教化)があり、この両様の方法論があったことが、「神道教化」の内容を多様化させた一方で、その目標を複雑化・曖昧化させたところがある、と指摘している。

(19) 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』(弘文堂 平成二十一年)の刊行や、神道宗教学会平成二十一年度第六十三回学術大会シンポジウム「現代神道と社会参加―新たな公、新たな結をめぐって―」などが該当する。

(20) この背景には「地域の教育力の低下」がある。平成二十

年内閣府『青少年白書』『特集 家庭、地域の変容と子どもへの影響』によれば、小中学生の保護者の半数を超える保護者が、自分の子ども時代と比べ、地域の教育力が低下していると回答している。その理由については、「個人主義が浸透(他人の関与を歓迎しない)」が五割を超えて最も多いほか、「地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに抵抗感が増している」「近所の人々が親交を深められる機会の不足」「人々の居住地に対する親近感の希薄化」が挙げられている。これらから、「日常的な地域における交流の機会が減り、その結果、地域への愛着が薄れ、『地域の子どもは地域で育てる』という意識も希薄化している」との分析が為されている。金藤ふゆ子「放課後子ども教室に期待される効果と求められるプログラム創りの観点」(『文部科学時報』平成二十二年三月号 三十五頁) 参照。

(21) 『文部科学時報』平成二十一年十二月号参照。

(22) 前掲藤本『神道と社会事業の近代史』六〇三頁。

(23) この社会状況を反映して、大学入試における小論文の論述課題として、「ネットやケータイをベースにした新しい共同性は可能か」が、平成二十三年度入試で問われるとの分析もされている。「二〇一一年度入試に向けて小論文対策研究会」(学研教育みらい 学力開発事業室

平成二十二年六月十一日実施) レジュメ参照。

(24) 十代・二十代の携帯電話への依存についての研究としては、例えば藤川大祐『ケータイ世界の子どもたち』(講談社 平成二十年) では、モバイル社会研究所『モバイ

ル社会白書 二〇〇七』(N T T出版) を元に「二分以内に返事がなければ無視したこと」(九十六頁) になる意識を持っている事を、実証している。同様の研究として加納寛子・加藤良平『ケータイ不安ー子どもをリスクから守る十五の知恵』(日本放送出版協会 平成二十年) がある。

また、携帯電話で文字を打つことについての研究としては、『ケータイチルドレン』(ソフトバンク新書 平成二十年) には、パソコンは「目ごころの気持ちや感想をつづるためだけにキーボードで文字を入力するのは、あまりに本格的すぎて抵抗がある」(一〇五頁 傍点筆者) という声が挙げられている。また、橋元良明『ネオ・デジタルネイティブの誕生』(ダイヤモンド社 平成二十二年) では、「八六世代」と呼ばれる、パソコンのキーボードは殆ど打てないが、携帯電話であれば卒論まで打ち込める一九八六(昭和六十一) 年前後に産まれた若者が紹介されている。

(25)

(26) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『青少年のインターネット利用環境実態調査報告書』(平成二十二年三月) によると、高校生の九十六%が所有しており、そのうち九十九・四%が携帯電話からインターネットを利用している。その利用時間の平均は七十七・五分であり、二時間以上利用している高校生は三十九・四%にも上る。さらに、全国高等学校P T A連合会の調査によれば、一日あたりの携帯電話使用時間の平均は、男子が二・八時間で女子が四・二時間と、家庭学習平均時間のほぼ二倍に当たり、所持時間で一番多いのが二十四時間という結

(27)

果が出されている。「(社) 全高P連会報」第六十六号(平成二十二年四月十五日発行)参照。

若干私論を述べておく。第一に「稲作無き」共同体意識の否定であるが、若干の希望がある。確かに「昭和二十二年教育基本法制定当時と現在の社会状況変化に関する各種データ」によれば、第一次産業率は昭和二十五年に四十八・五割であったのに対し、五十年後の平成十二年には五割にまで激減している。「教育基本法資料室 参考資料」文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/bmenu/kinou/data/4001.pdf> 平成二十二年六月十三日確認 参照)。しかし現在、食の安全や食糧自給率の観点から、減反政策の見直しや農業者戸別所得保障制度が実行され始めている。

さらに若者の手によって生み出された「シブヤ米」がブランド米として提供されている。これは、若者が食や農業に興味を持つキッカケを作るために始めた「ノギャルプロジェクト」から生まれた米で、品種は「あきたこまち」。藤田志穂氏の呼びかけで、ギャル雑誌で活躍するモデルなどが参加するプロジェクトチームを組んでいる。渋谷のギャルが作るお米として、秋田県大潟村の有限会社瑞穂と共同で、平成二十一年から開始されている。「シブヤ米 ノギャルプロジェクト」公式HP (<http://www.shibuyama.jp/> 参照 平成二十二年六月十三日確認)このように、企業との連携があれば決して机上の空論とは言えない。

第二に「地域無き」共同体意識の否定であるが、これは地域社会の存在意義すなわち氏子区域の重要性を説く

ことが必要となる。それについては拙稿「都市の氏神様の戦後」(石井研士編「神道という現代」ペリかん社 平成二十二年九月刊行)の中で、地元の氏子区域・氏子意識を維持・再生する事は、「いい地域づくり」・「持続可能な社会づくり」と連関している、と主張した。同様の研究が、船井まどか氏「世田谷区用賀地域の氏子組織―都市化と地域住民のありかたについての一考察―」(國學院大學研究開発推進センター研究紀要) 第四号 平成二十二年 所収)によって為されている。

しかし「稲作無き」「地域無き」共同体意識は否定出来ても、「携帯電話」の存在を否定する事は出来ず、今後の課題となる。

(28)

「取次ルート経由の出版販売額の推移」(二〇一〇出版指標年報)所収)を見ると、出版物推定総販売額は平成八年をピークに(約二兆六五六三億円)減少し続けたが、平成二十一年においては約一兆九三五六億円となり、二十一年ぶりに二兆円を割り込んでいます。

(29)

「人間教育研究協議会の実践研究が目指すもの」(基本方針)「昭和六十二年暫定指針制定、数次の小改定を経て平成十八年基本方針制定」参照。

(30)

「教育フォーラム四十二 伝統・文化の教育」(金子書房 平成二十年)には、「古典」の教授法、「稽古」の思想・地域学習・食育・茶道・武道の教育実践記録が収められている。

(31)

同前十三頁参照。

(32)

同前「あとがき」参照。

(33)

平成十三年九〜十月に東京都教職員研修センターが実施

した都内の公立小・中学校及び公立高等学校の児童・生徒（一四〇六名）に対するアンケート調査。「世界の中の日本人としてのアイデンティティをばくむ教育に関する研究」（『東京都教職員研修センター紀要』第一号 平成十四年 所収）。

(34) 東京都教育委員会・兵庫県教育委員会・福岡県立嘉穂高等学校の事例が紹介されている。

(35) この問題については、前掲藤本「宗教教育と神社神道の関わりについての一考察」で、今後の課題の一つとして、次のように述べている（二五四～一五五頁）。

①教育関係神職の現状としては、社会状況の変化が大きな影響を及ぼしており、教育基本法の改正などに伴ってめまぐるしく変化する教育現場のなかで神社を兼任していくことの困難さや教員免許更新制の実施などに伴う教員研修時間の増加なども相俟って、神社の後継者としての神職資格を取得、あるいは神社運営をしていくための時間的な余裕がないなど、さまざまな時間的制約が増加していること（また神職資格と同時に教員資格を得、さらに採用試験の合格は困難なものがあり、平成半ばから特に深刻）。ゆえに学校教育の現場で活躍している教員関係神職の現状に十分留意しながら宗教教育と神社神道との関わりもみてゆかねばならないこと。

(36) 神社本庁内に事務局を置く、全国教育関係神職協議会の会員は、OB含めて九一九人である（平成十七年現在 同前藤本論文による）。それに対し、創価教育学大系を基盤とする創価大学では、平成十五年から平成二十年の

間に、一七三八名が正規教員として採用されている（創価大学キャンパスガイド』参照）。

(37) 近年では、管見の限り小野善一郎「神道の立場から家族の諸問題を考える」（『平和と宗教』第二十六号）「宗教は家族をどう考えるか」（庭野平和財団 平成十九年 所収）があるのみである。

(38) 安蘇谷正彦「神道神学の素材と視点に関する覚書」（『現代の諸問題と神道』ぺりかん社 平成十三年 一九二頁）。ジョン・グリーン「神国日本の復興」（『歴史評論』平成二十二年六月号 九二～九三頁）。

(40) 石井研士「神社神道はどこへ行くのか」（『皇學館大学神道研究所紀要第二十五輯』平成二十一年三月 四十二頁）。

(41) 相大二郎「水がお湯になる時——燈園の教育」（前掲『平和と宗教』十九号 一一二頁）

(42) 以下に「神道（と）教育学会」組織の私案を提示しておく。

一、神道教育原論部門

①神道神学との兼ね合いをどうするか。

②教派神道・神道系新宗教との差違と共通点の研究

二、神道教育史研究部門

①古代～中世期 ②近世期 ③「国家神道」期

三、現代教育研究部門

①子ども自身の問題（いじめ・不登校・学級崩壊・校内暴力・オタク・非行・学業不振・学力低下・活字離れ）

②社会問題（都市化・少子高齢化・地域崩壊・機能

不全家族・モンスターペアレント・情報化・裏サイ
ト・性風俗

③学校教育制度の問題（管理教育・詰め込み教育・
校則・体罰・学歴主義・受験・ゆとり教育・免許更
新制）

④教育内容の問題（歴史偏向教育）

⑤教員関係神職の問題

四、教材研究・教育技術部門

①幼稚園・保育園 ②小学校 ③中学校 ④高校

⑤大学 ⑥社会教育

⑦モデル授業の公開・意見交換

五、神職教育部門

①子弟教育 ②養成機関教育 ③大学教育 ④神職
再教育（研修） ⑤生涯教育

（氷川神社禰宜、帝京高校講師）